

防護措置の要求事項・医療機関での防護措置対象の特定放射性同位元素

平成29年4月放射線障害防止法が改正され、法律の目的に「特定放射性同位元素を防護すること」が追加され、また、「防護する為に必要な措置」が義務化されました。

医療機関でも対象となる特定放射性同位元素があり、防護措置を行う必要があります。

以下に示す、検知、遅延及び対応等の基準に基づいた防護措置が必要となります。

要件	区分1	区分2	区分3
放射能	1000D[※] 数分から1時間で致死線量をあびる (遮蔽なく接近した場合)	10D[※]～<1000D[※] 数時間から数日で致死線量をあびる (遮蔽なく接近した場合)	D[※]～10D[※] 数日から数週で致死線量をあびる (遮蔽なく接近した場合)
医療機関	ガンマーナイフ	血液照射装置	アフターローディング

検知	機器の設置	侵入検知装置の設置、監視カメラの設置(不正な工作活動を検知する機能を含む。)	
	定期点検	アクセスルート、機器の健全性及び対象となる放射性同位元素が定位置にあることを確認する。	
	野外等での使用	該当無し	2人以上で作業を行う
遅延	障壁(貯蔵室、貯蔵箱、固縛等)	2層以上	1層以上
対応	通信機器	2種類以上	1種類以上
	対応手順書(緊急時対応含む)	特定放射性同位元素の盗取等が行われた場合、又は行われるおそれがある場合に備え、平常時に実施しておくべき事項(連絡体制等)について定めた手順書を整備する。	
その他	管理者の選任	事業所において防護措置を継続的に維持・改善していくために、防護措置を統一的に監督する管理者を選任する。	
	出入管理	<ul style="list-style-type: none"> ●常時立入者の場合には、防護管理者が指定した者が立入りの必要性を確認の上、立入りを認めたことを証明する書面等を発行し、立入りの際に所持させる。 ●一時立入者の場合には、防護管理者が指定した者が身分及び立入りの必要性を確認の上、立入りを認めたことを証明する書面等を発行し、立入り際に所持させる。立入りの際は常時立入者が同行する。 	
	本人確認	運転免許証、パスポート等の公的機関が発行した顔付き写真付きの証明書を確認する。	
	アクセス規制	鍵、暗証番号式補助錠、IDカード、生体認証装置等を用いてアクセスを規制する。	
		2種類以上	1種類以上
	運搬	特定放射性同位元素を運搬する場合に施錠又は封印の措置を講じること。	
情報の取扱・管理	防護措置に係る情報の漏洩を防止するための措置を講じ、情報を取り扱える人の範囲、情報の管理の方法、開示の方法を定めた手順書を整備する。		
規程の策定	盗取を防止するために防護措置を体系的に実施するための防護規程を策定する。		

※D値 : Co-60:30GBq、Ir-192:80GBq、Cs-137:100GBq

平成30年7月11日パプコメ参考資料より

- システム詳細・価格等についてはお気軽にご相談ください。
- ここに記載の内容については、平成30年10月時点の情報を基に作成しています。



オリオン・ラドセーフメディカル株式会社 www.orrad.co.jp/

本社	〒460-0008 名古屋市中区栄五丁目8-24 TEL 052-261-0706(代表) FAX 052-261-0798
東京本社	〒141-0031 東京都品川区西五反田2丁目12番19号 五反田NNビル TEL. 03-5759-6011(代表) FAX. 03-5759-6022
京都支店	〒602-8105 京都市上京区日暮通下立売上る天祥町590 TEL. 075-811-4669(代表) FAX. 075-841-4021

金沢営業所	〒920-0807 金沢市乙丸町甲165 TEL 076-252-5999(代表) FAX 076-252-2946
松本営業所	〒399-0011 松本市寿北一丁目12-18 オフィス・ナガサワ2階B号 TEL 0263-26-5626(代表) FAX 0263-26-5444
テクニカルセンター	〒341-0018 埼玉県三郷市早稲田5丁目18-18 TEL. 048-959-4880(代表) FAX. 048-959-4884